

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、ほほえみ訪問看護ステーションは近畿厚生局長等に届出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)がオンライン資格確認によりご利用者の保険情報や診療情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として下記料金を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 5 点(50 円／月)

本加算の施設基準として、次の取組を実施しております。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚労省令第 5 号)第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求の実施
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制管理の実施
3. 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するため、十分な情報取得及び活用し、訪問看護サービスの提供を行うことを見やすい場所に掲示する。

令和 7 年 5 月 1 日

ほほえみ訪問看護ステーション